

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
民主党 御中
社会民主党 御中
国民新党 御中

政治資金規正法改正案の提案

2009年9月29日

〒530-0047 大阪市北区西天満4-6-3

第5大阪弁護士ビル3階 プロボノセンター内

政治資金オンブズマン

共同代表 上脇博之（神戸学院大学教授）

NPO法人 株主オンブズマン

共同代表 森岡孝二（関西大学教授）

はじめに

私たち株主オンブズマンは、2000年3月から、企業、団体の政党等への献金は1人1人の国民が有する選挙権を侵害するものとして、生命保険会社の献金、日経連加盟のゼネコンの献金等の中止を求め、要請活動、裁判等を続けてまいりました。

また、政党・政治家が「政治とカネ」の問題で国民の信頼を得ていない状態を憂い、政治資金オンブズマンは、2002年3月末に、弁護士・研究者・公認会計士・一般市民により結成された市民団体です。これまで政治資金規正法違反事件でしばしば刑事告発を行ってきましたし、あるいはまた法律改正の提案等を行ってきました。

8月30日に施行された衆議院議員総選挙の選挙結果により、9月16日には民主党中心の政権が誕生しました。

私たちは、政治腐敗の温床となってきた企業・団体献金を3年後に全面的に禁止すること等を盛り込んでいた民主党のマニフェスト（「民主党政案集 INDEX2009」）に基本的に賛成していますので、それを具体的に政治資金規正法改正案としてまとめました（下記Ⅰ）。この提案には条文の改廃も具体的に盛り込んでいます（下記Ⅱ）。

あわせて、そこに明記されていない改革や少し意見が異なる部分については私たち独自の政治資金規正法改正案として提案しておきました（下記Ⅲ・Ⅳ）。

なお、私たちの提案は政治資金規正法の改正案に限定し、この改正案に直接関係する他の法律（例えば所得税法）の改正案及びこの改正案と同様の改正をすべき他の法律（例えば政党助成法）の改正案については提案を行っていません。

政府、所管大臣ならびに政権与党におかれましては、これらを真摯に検討していただき、秋の臨時国会に法案を提出して法律改正を実現し、「政治とカネ」の点で国民の信頼を回復していただきたく提案させていただきます。

I 民主党の政策における政治資金規正法改正案の内容

1. 企業・団体献金等の全面禁止

国民から信頼される政治を実現するため、政府腐敗の温床である企業・団体献金を全面的に禁止する。具体的には、以下の通りである。

- (1) 企業・団体の政治献金を全面的に禁止する。
- (2) 事実上の企業・団体献金である、企業・団体の政治資金パーティー券購入も全面的に禁止する。
- (3) 企業・団体がその役職員に対し、雇用関係を不当に利用したり、会費相当額を支払うことを約束して政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ当該政治団体に会費の支払いをさせることを禁止する。
- (4) 企業・団体がその役職員に対し、雇用関係を不当に利用したり、寄附又は政治資金パーティー券相当額を支払うことを約束して、寄附又は政治資金パーティー券購入をさせることを禁止する。

2. 政治献金の規制強化

国民から信頼される政治を実現するため、政治献金に関する規制を抜本的に強化する。具体的には、以下の通りである。

- (1) 政治団体から同一の政党・政治資金団体への寄附は年間 1 億円まで、政党・政治資金団体以外の同一の政治団体への寄附は年間 3 0 0 0 万円までとする。
- (2) 政治資金団体は、1 0 0 0 円を超える寄附を受ける場合でも、同寄附をする場合でも、銀行振込みを義務づけ、銀行振込みをさらに徹底する。
- (3) 政治団体間の 1 0 0 万円を超える寄附に際し銀行振込みを義務づける。
- (4) 広告掲載料の名を借りて政治献金を行う脱法行為を防ぐため、政党・政治資金団体以外の政治団体（後援会等）の機関紙誌への広告費支払いの上限を年間 1 5 0 万円とする。

3. 政治資金の「世襲」制限

政治資金面での候補者間の不公平を是正する。具体的には、以下の通りである。

- (1) 国会議員関係政治団体の代表者を配偶者および三親等内の親族に引き継ぐことを禁止する。
- (2) 国会議員関係政治団体の政治資金を配偶者および三親等内の親族個人やその政治団体に寄附することを禁止する。

4. 個人献金に対する税制上の優遇措置

企業・団体献金を全面禁止することを考慮し、個人献金をもっと普及促進させる。具体的には、以下の通りである。

- (1) 現在認められている優遇措置に加えて年間 1000 円から 5 万円までの献金については全額を税額控除の対象とする。

(2) インターネット個人献金の推進を図る。

5. 政治資金の透明化の徹底

政治に対する国民の信頼を回復するため、国民の監視が行い易くなるよう政治資金の透明化を徹底する。具体的には、以下の通りである。

- (1) 政治団体には、普通預金等や保有する現金の残高を政治資金収支報告書に記載させる。
- (2) 政党本部や政治資金団体の政治資金収支報告書に対する外部監査を義務づける。
- (3) 政治資金収支報告書のインターネットによる公表を総務省等に義務づける。
- (4) 政治団体や総務省等が政治資金収支報告書等及び領収書等を保存する期間を現行の3年から5年に延長する。

6. 施行と当面の措置

- (1) 今秋の臨時国会に改正案が提出し、成立することを見込んで、以上の政治資金規正法の一部改正は、2010年1月1日から施行する。
- (2) ただし、企業・団体献金と企業の政治資金パーティー券対価支払いの禁止については、改正政治資金規正法成立から3年後から施行する。
- (3) その3年間の経過措置として以下を行う。
 - ① 国や自治体と1件1億円以上の公共事業や物品納入等の契約をしている会社等の献金およびパーティー券購入を禁止する。
 - ② 現在献金が禁止されている会社等（国・自治体から補助金や出資等を受けている会社や赤字会社等）のパーティー券購入を禁止する。

II 民主党の政策の政治資金規正法改正案としての具体的条文化

民主党の政策を政治資金規正法改正案としての具体的に条文化すると、以下の通りである（表の改正案）。ただし、条項の削除後の条項の繰上げを行っていないことに留意していただきたい。

1. 企業・団体献金等の全面禁止

- (1) 企業・団体の政治献金を全面的に禁止する（第 2 1 条第 1 項・第 3 項改正、第 2 2 条の 2 改正、第 2 2 条の 5 第 1 項改正、第 2 6 条の 2 第 3 号改正、企業・団体の政治献金を前提とした諸条項の削除）。
- (2) 事実上の企業団体献金である、企業・団体の政治資金パーティー券購入も全面的に禁止する（第 2 1 条第 1 項改正）。
- (3) 企業・団体がその役職員に対し、雇用関係を不当に利用したり、会費相当額を支払うことを約束して政治団体の構成員となることを勧誘し、かつ当該政治団体に会費の支払いをさせることを禁止する（第 2 1 条第 5 項新設、第 2 6 条第 4 号新設）。
- (4) 企業・団体がその役職員に対し、雇用関係を不当に利用したり、寄附又は政治資金パーティー券相当額を支払うことを約束して、寄附又は政治資金パーティー券購入をさせることを禁止する（第 2 1 条第 6 項新設、第 2 6 条第 4 号新設）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
(会社等の寄附の制限)	
第 21 条 会社、労働組合（労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合をいう。第 3 項並びに第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 108 条の 2 又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条に規定する職員団体をいう。第 3 項並びに第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）その他の団体は、 政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。	第 21 条 会社、労働組合（労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条に規定する労働組合をいう。第 3 項並びに第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 108 条の 2 又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条に規定する職員団体をいう。第 3 項並びに第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）その他の団体は、政治活動（ 選挙運動活動を含む。 ）に関する寄附 又は政治資金パーティーの対価の支払い をしてはならない。
2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。	
3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（ 政党及び政治資金団体に対するものを除く。 ）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。	3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。
4 第 1 項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、その区の区域）又は公職選挙法第 12 条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政治団体とみなす。	削除。

	<p><u>5 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員、組合員その他構成員に対しその関係を不当に利用し、又は政治団体の会費相当額を負担することを約束して政治団体の構成員となることを勧誘し、政治団体に会費の支払いをさせてはならない。</u></p>
	<p><u>6 会社、労働組合、職員団体その他の団体は、その役員、組合員その他構成員に対しその関係を不当に利用し、又は政治活動に関する寄附若しくは政治資金パーティーの対価相当額を負担することを約束して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払いをさせてはならない。</u></p>
(寄附の総額の制限)	
<p>第 21 条の3 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。(以下省略)</p>	削除。
<p>2 資本金の額若しくは出資の金額が100億円以上の会社、組合員等の数が15万人以上の労働組合若しくは職員団体又は前年における年間の経費の額が8千万円以上の前項第4号の団体については、同項第2号から第4号までに掲げる額は、3千万円に、それぞれ資本金の額若しくは出資の金額が50億円を超える金額50億円ごと、組合員等の数が10万人を超える数5万人ごと、又は前年における年間の経費の額が6千万円を超える金額2千万円ごとに500万円(その合計額が3千万円に達した後においては、300万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が7千万円を超える場合には、7千万円を加算した金額として、同項の規定を適用する。</p>	削除。
<p>3 個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、1000万円を超えることができない。</p>	削除。
<p>4 第1項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。</p>	削除。
<p>5 第1項第2号に規定する資本金の額又は出資の金額、同項第3号に規定する組合員等の数及び同項第4号に規定する年間の経費の額の計算その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。</p>	削除。
(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)	
<p>第 22 条の2 何人も、第 21 条第1項、第 21 条の2第1項、<u>第 21 条の3第1項及び第2項若しくは第3項</u>又は前条第1項若しくは第2項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。</p>	<p>第 22 条の2 何人も、第 21 条第1項、第 21 条の2第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定のいずれかに違反してされる寄附 <u>又は対価の支払い</u>を受けてはならない。</p>
(寄附の質的制限)	

<p>第 22 条の 3 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成6年法律第5号)第3条第1項の規定による政党交付金(同法第 27 条第1項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第4項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第4項において同じ。))を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>3 前2項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第3条第1項第2号若しくは第3号ロの規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。</p>	<p>削除。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。(以下省略)</p>	<p>削除。</p>
<p>5 何人も、第1項又は第2項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>6 何人も、第1項又は第2項(これらの規定を第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>第 22 条の 4 3事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>2 何人も、前項の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>第 22 条の 5 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所(以下この項において単に「金融商品取引所」という。))に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 124 条第1項に規定する基準日(以下この項</p>	<p>第 22 条の 5 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならない。</p>

<p>において「定時株主総会基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が1年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたものから、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、日本法人であつて、その発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの(新設合併又は株式移転により設立された株式会社(当該新設合併により消滅した会社又は当該株式移転をした会社のすべてが株式会社であり、かつ、それらの発行していた株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止されるまで金融商品取引所において上場されていたものに限る。)のうちその発行する株式が当該新設合併又は当該株式移転に伴い金融商品取引所において上場されてから継続して上場されており、かつ、上場されている期間が5年に満たないものであつて、当該上場されている期間と、当該新設合併又は当該株式移転に伴い上場を廃止された株式がその上場を廃止されるまで金融商品取引所において継続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が5年以上であるものを含む。)がする寄附については、この限りでない。</p>	
<p>2 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。</p>	<p>削除。</p>
<p>第26条の2 次の各号の一に該当する者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>1. 第22条の3第1項又は第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役員として当該違反行為をした者</p>	<p>削除。</p>
<p>2. 第22条の3第5項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)</p>	<p>削除。</p>
<p>3. 第22条の3第6項、第22条の5第1項又は第22条の6第3項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)</p>	<p>3. 第22条の5第1項又は第22条の6第3項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)</p>
<p>4. 第22条の6第1項の規定に違反して寄附をした者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)</p>	
<p>5. 第22条の8第4項において準用する第22条の6第1項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)</p>	

6. 第 22 条の8第4項において準用する第 22 条の6第3項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
第 26 条の3 次の各号の一に該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。	
1. 第 22 条の4第1項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者	削除。
2. 第 22 条の4第2項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	削除。
3. 第 22 条の8第1項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
4. 第 22 条の8第2項の規定に違反して告知をしなかつた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
5. 第 22 条の8第3項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	

第 2 1 条の改正に対応した罰則規定・第 2 6 条の改正案は、後掲「2」に掲載している。

現行法における条項の空白は何らの定めがないことを意味し、改正案における条項の空白は現条項のままであることを意味する。

以下同じ。

2. 政治献金の規制強化

- (1) 政治団体から同一の政党・政治資金団体への寄附は年間1億円まで、政党・政治資金団体以外の同一の政治団体への寄附は年間3000万円までとする（第22条第1項改正）。
- (2) 政治資金団体は、1000円を超える寄附を受ける場合、銀行振込みを義務づける。寄附をする場合も同様とする（第22条第4項・第5項新設、第26条第1号改正）。
- (3) 政治団体間の100万円を超える寄附に際し銀行振込みを義務づける（第22条第6項新設、第26条第1号改正）。
- (4) 政党・政治資金団体以外の政治団体（後援会等）の機関紙誌への広告費支払いの上限を年間150万円とする（第22条の10第1項・第2項新設、第26条の3第6項・第7項新設）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
(同一の者に対する寄附の制限)	
第22条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、5000万円を超えることができない。	第22条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、 <u>同一の政党又は政治資金団体に対しては1億円を、</u> 政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては <u>3000万円を、それぞれ</u> 超えることができない。
2 個人のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、150万円を超えることができない。	
3 前項の規定は、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によってする寄附については、適用しない。	
	4 <u>何人も、政治資金団体の預金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、政治資金団体に対して金銭による寄附をしてはならない。ただし、その金額が1000円以下の寄附については、この限りでない。</u>
	5 <u>政治資金団体は、その寄附を受ける者の預金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、金銭による政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。</u>
	6 <u>政治団体(政治資金団体を除く。以下この条において同じ。)は、その寄附を受ける政治団体の預金、貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、政治団体に対して金銭による寄附をしてはならない。ただし、その金額が100万円を超える寄附については、この限りでない。</u>
	(機関紙誌広告の対価の支払に関する制限)

	<u>第 22 条の 10</u> 政党及び政治資金団体以外の政治団体は、一の年に発行する機関紙誌につき、同一の者から、150万円を超えて、当該機関紙誌に係る機関紙誌広告の対価の支払を受けてはならない。
	<u>2</u> 何人も、機関紙誌広告の対価の支払をする場合において、政党及び政治資金団体以外の一の政治団体が一の年に発行する機関紙誌につき、150万円を超えて、当該機関紙誌に係る機関紙誌広告の対価の支払をしてはならない。
第 26 条 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、1年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。	
1. 第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反して寄附をした者	1. 第 21 条第 1 項及び <u>第 3 項</u> 、第 21 条の 2 第 1 項、第 21 条の 3 第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は <u>第 22 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項若しくは第 6 項の規定</u> に違反して寄附 <u>又対価の支払い</u> をした者
2. 第 21 条第 3 項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者	2. 第 21 条第 3 項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者
3. 第 22 条の 2 の規定に違反して寄附を受けた者	3. <u>第 17 条の 2 第 2 項又は</u> 第 22 条の 2 の規定に違反して寄附を受けた者
	<u>4. 第 21 条第 5 項及び第 6 項の規定に違反して会費、寄附又は対価の支払いをさせた者</u>
	<u>5. 第 17 条の 2 第 1 項の規定に違反して政治団体の代表者になった者</u>
第 26 条の 3 次の各号の一に該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。	
1. 第 22 条の 4 第 1 項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者	
2. 第 22 条の 4 第 2 項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
3. 第 22 条の 8 第 1 項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
4. 第 22 条の 8 第 2 項の規定に違反して告知をしなかつた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
5. 第 22 条の 8 第 3 項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)	
	<u>6. 第 22 条の 10 第 1 項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)</u>

7.第22条の10 第1項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあっては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第26条第4号の新設は、前掲「1」によるものであり、また第26条第3号の改正及び同条第5号の新設は、後掲「3」によるものである。

3. 政治資金の「世襲」制限

- (1) 国会議員関係政治団体の代表者を配偶者および三親等内の親族に引き継ぐことを禁止する（第17条の2第1項新設、第26条第5号新設）。
- (2) 国会議員関係政治団体の政治資金を配偶者および三親等内の親族個人やその政治団体に寄附することを禁止する（第17条の2第2項新設、第26条第3号改正）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
	(国会議員関係政治団体の継承制限)
	<u>第17条の2</u> 国会議員関係政治団体の代表者が代表者でなくなる場合、その三親等内の親族（配偶者、血族または姻族。以下この条において同じ。）がその政治団体の代表者になることはできない。
	<u>2</u> 国会議員関係政治団体は、代表者の三親等内の親族又は当該親族が代表者を務める政治団体に対し、政治活動に関する寄附をしてはならない。

第26条改正案については、前掲「2」に掲載している。

4. 個人献金に対する税制上の優遇措置

- (1) 個人献金を普及促進させるため、現在認められている優遇措置に加えて年間1000円から5万円までの献金については全額を税額控除の対象とする（第32条の4第2項新設）。
- (2) インターネット個人献金の推進を図る（第32条の4第2項新設）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
(課税の特例)	
<u>第32条の4</u> 個人が政治活動に関する寄附をした場合において、当該寄附についてこの法律又は公職選挙法の規定による報告がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。	
	<u>2</u> 前項の寄附(電子による寄付を含む。)が年間1000円から5万円までのものについては、前項の特別の措置のほか、当該寄附の全額を税額控除の対象にすることができる。

5. 政治資金の透明化の徹底

- (1) 政治団体には、普通預金等や保有する現金の残高を政治資金収支報告書に記載させる（第12条第1項第3号ホ改正）。
- (2) 政党本部や政治資金団体の政治資金収支報告書に対する外部監査を義務づける（第14条第1項改正、同条第2項を第4項に改正、同条第2項・第3項新設）。
- (3) 政治資金収支報告書のインターネットによる公表を総務省等に義務づける（第20条第4項改正）。
- (4) 政治団体や総務省等が政治資金収支報告書等及び領収書等を保存する期間を現行の3年から5年に延長する（第16条第1項・第2項改正、第19条の3第2項改正、第19条の16第1項改正、第20条の2第1項・第2項改正）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
(報告書の提出)	
第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、4月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。	
1. すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項 (この号以下省略)	
2. すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が5万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日	
3. 12月31日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金を用い。以下この号及び第17条第1項において同じ。)について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項	
イ 土地 所在及び面積並びに取得の価額及び年月日	
ロ 建物 所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日	
ハ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の価額及び年月日	
ニ 取得の価額が100万円を超える動産 品目及び数量並びに取得の価額及び年月日	

ホ 預金又は貯金 預金又は貯金の残高	ホ <u>保有する現金及び</u> 預金又は貯金 <u>現金の金額</u> 、預金又は貯金の残高
ヘ 金銭信託 信託している金銭の額及び信託の設定年月日	
ト 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券(金銭信託の受益証券及び受益権を除く。) 種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日	
チ 出資による権利 出資先並びに当該出資先ごとの金額及び年月日	
リ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金 貸付先及び貸付残高	
ヌ 支払われた金額が100万円を超える敷金 支払先並びに当該支払われた敷金の金額及び年月日	
ル 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利種類及び対象となる施設の名称並びに取得の価額及び年月日	
ヲ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金 借入先及び借入残高	
(監査意見書の添付)	
第14条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第12条第1項の規定による報告書を提出するときは、 <u>あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書(第10条に規定する明細書をいう。以下同じ。)及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。</u>	第14条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第12条第1項の規定による報告書を提出するときは、 <u>同項各号に掲げる事項について公認会計士又は監査法人が総務省令で定めるところにより行った監査に基づき作成した監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。</u>
	2 <u>前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法(昭和23年法律第103号)第32条第2項(同法第34条の21第3項及び第46条の10第2項において準用する場合を含む。)</u> 又は第3項(同法第34条の21第3項において準用する場合を含む。) <u>の規定による調査については、同法第33条(同法第34条の21第3項において準用する場合を含む。)</u> の規定は、 <u>適用しない。</u>
	3 <u>公認会計士又は監査法人が第1項の監査報告書を作成した場合においては、公認会計士法第49条の3第2項から第4項までの規定は、政党及び政治資金団体の事務所並びに当該監査報告書の作成に関係のある帳簿書類その他の物件については、適用しない。</u>
2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。	4 <u>第1項</u> の書面の様式は、総務省令で定める。
(会計帳簿等の保存)	

<p>第16条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあっては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>第16条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあっては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>2 政治団体の会計責任者は、第22条の5第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>2 政治団体の会計責任者は、第22条の5第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>(資金管理団体に対する寄附に係る通知)</p>	
<p>第19条の3 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書で、その旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない。</p>	
<p>2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)</p>	
<p>第19条の16 何人も、国会議員関係政治団体について、第20条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第32条第1号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。</p>	<p>第19条の16 何人も、国会議員関係政治団体について、第20条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から5年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第32条第1号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。</p>
<p>(収支報告書の要旨の公表)</p>	
<p>第20条 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第12条第1項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとする。</p>	

<p>2 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、これを行う。</p>	
<p>3 都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。</p>	
<p>4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。</p>	<p>4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定による報告書の要旨の公表とは別に、インターネットの利用により同項の報告書を公表しなければならない。</p>
<p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p>	
<p>第20条の2 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書、第12条第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。第32条第3号において同じ。)及び第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面並びに第19条の14の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>第20条の2 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書、第12条第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。第32条第3号において同じ。)及び第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面並びに第19条の14の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から5年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p>	<p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から5年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p>
<p>3 前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	

6. 施行と当面の措置

- (1) 以上の政治資金規正法の一部改正は、来年（2010年）1月1日から施行する。
- (2) ただし、企業・団体献金と企業の政治資金パーティー券対価支払いの禁止については、改正政治資金規正法成立から3年後から施行する。
- (3) その3年間の経過措置として、以下を行う。
 - ① 国や自治体と1件1億円以上の公共事業や物品納入等の契約をしている会社等の献金およびパーティー券購入を禁止する。
 - ② 現在献金が禁止されている会社等（国・自治体から補助金や出資等を受けている会社や赤字会社等）のパーティー券購入を禁止する。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、〇〇年1月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定、同条第4項の削除、第21条の3の削除、第22条の2の改正規定、第22条の3の削除、第22条の4の削除、第22条の5の改正規定、第26条第1号及び第2号の改正規定、同条第4号の規定、第26条の2第1号及び第2号の削除、同条第3号の改正規定、第26条の3第1号及び第2号の削除については、この法律の制定の日から起算して3年を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条の但し書きが施行されるまでの間、次の規定が施行されるものとする。

1 国又は地方公共団体と一件につき1億円以上の公共事業、物品納入その他の契約をしている会社その他の法人は、当該契約の成立した日から当該契約の終了の日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払いをしてはならない。

2 第22条の3、第22条の4、第22条の5において政治活動に関する寄附を禁止されている会社その他の法人は、政治資金パーティーの対価の支払いをしてはならない。

Ⅲ 私たちが独自に提案する政治資金規正法改正案の概要

1. 民主党のマニフェストとは異なるもの

- (1) 政治団体や総務省等が政治資金収支報告書等及び領収書等を保存する期間を現行の3年から10年に延長する。
- (2) 改正政治資金規正法の施行はすべて制定の翌年からとし、企業・団体の政治献金及び政治資金パーティー券購入の全面禁止につき3年間の猶予期間を設けない。

2. 民主党のマニフェストになかったもの

- (1) 政治資金パーティー券の対価の支払いの記載義務を「20万円を超えるもの」を「5万円以上のもの」に改めるとともに、寄付の報告義務についても「5万円を超えるもの」から「5万円以上のもの」に改め、政治資金の透明度を高める。
- (2) 国会議員関係政治団体の定義が狭く、同団体になることを逃れようとすることを防止するために、これを改める。
- (3) 政治資金収支報告書は毎年春に提出されるにもかかわらず、その要旨の公表は毎年秋になされてきたが、これでは遅すぎるので、遅滞なく公表するよう改める。
- (4) 2006年の政治資金規正法「改正」により、毎年3月末に提出される政治資金収支報告書の情報公開請求に対しその要旨が秋に公表されるまで開示決定を行われなくても良いことになったが、これは、情報公開の後退であるから、国民の判断を一日まで早くするよう改める。
- (5) 政治資金収支報告などの虚偽報告等につき政治家らが必ずしも十分説明責任を果たしてきたとはいえないし、秘書・会計責任者だけが法的責任を問われ政治家の法的責任がなかなか問われてこなかった。そこで、秘書などの会計責任者が、政治資金収支報告書に虚偽記載などの違法行為を行えば、議員の監督責任を問いやすくする（公民権が5年停止にもなる）とともに、会計責任者の違法行為の有罪確定によるだけでも議員の公民権を3年間停止させる。

IV 私たちが独自に提案する政治資金規正法改正案の具体的条文化

1. 民主党のマニフェストとは異なるもの

- (1) 政治団体や総務省等が政治資金収支報告書等及び領収書等を保存する期間を現行の3年から10年に延長する（政治資金規正法第16条第1項・第2項改正、第19条の3第2項改正、第19条の16第1項改正、第20条の2第1項・第2項改正）。
- (2) 改正政治資金規正法の施行はすべて制定の翌年（2010年）からとし、企業・団体の政治献金及び政治資金パーティー券購入の全面禁止につき3年間の猶予期間を設けない（附則）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
(会計帳簿等の保存)	
<p>第16条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあっては、当該政治団体の会計責任者であった者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>第16条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第1項の規定に該当する場合にあっては、当該政治団体の会計責任者であった者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第20条第1項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から10年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>2 政治団体の会計責任者は、第22条の5第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>2 政治団体の会計責任者は、第22条の5第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から10年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
(資金管理団体に対する寄附に係る通知)	
<p>第19条の3 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書で、その旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない。</p>	
<p>2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第20条第1項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から10年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)	

<p>第19条の16 何人も、国会議員関係政治団体について、第20条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第32条第1号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行った支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。</p>	<p>第19条の16 何人も、国会議員関係政治団体について、第20条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から10年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第12条第2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条及び第32条第1号において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行った支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。</p>
<p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p>	
<p>第20条の2 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書、第12条第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。第32条第3号において同じ。)及び第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面並びに第19条の14の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から3年を経過する日まで保存しなければならない。</p>	<p>第20条の2 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書、第12条第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。第32条第3号において同じ。)及び第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面並びに第19条の14の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第1項の規定により報告書の要旨を公表した日から10年を経過する日まで保存しなければならない。</p>
<p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、総務大臣の場合にあっては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあっては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p>	<p>2 何人も、前条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から10年間、総務大臣の場合にあっては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあっては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第14条第1項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。</p>
<p>3 前項の規定により、総務大臣に対して写しの交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	

附則
(施行期日)
この法律は、〇〇年1月1日から施行する。

2. 民主党のマニフェストになかったもの

- (1) 政治資金パーティー券の対価の支払いの記載義務を「20万円を超えるもの」を「5万円以上のもの」に改める（政治資金規正法第12条第1項第3号ト・チ改正）とともに、寄付の報告義務についても「5万円を超えるもの」から「5万円以上のもの」に改める（第12条第1項第3号ロ・ハ改正）。
- (2) 国会議員関係政治団体の狭い定義を改める（第19条の7第1項第2号改正）。
- (3) 政治資金収支報告書の要旨の公表は遅滞なく行うよう改める（第20条第1項改正）。
- (4) 政治資金収支報告書や政党交付金使途報告書の情報公開請求に対しは、その要旨が公表される前でも開示決定がなされなければならないと改める（第20条の3第1項改正、同条第2項削除）。
- (5) 秘書などの会計責任者が、政治資金収支報告書に虚偽記載などの違法行為を行えば、議員の監督責任を問いやすくする（第25条第2項改正）とともに、会計責任者の違法行為の有罪確定により議員の公民権を3年間停止させる（第28条第5項新設）。

現行の政治資金規正法	政治資金規正法改正案
(報告書の提出)	
第12条 政治団体の会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの(これらの事項がないときは、その旨)を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合(第20条第1項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。)には、4月以内)に、第6条第1項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。	
1. すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項	
イ 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の数	
ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定するものであるときはその旨	ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円以上ものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定するものであるときはその旨
ハ 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日	ハ 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円以上ものについては、その寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

<p>ニ 第 22 条の6第2項に規定する寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所</p>	
<p>ホ 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額</p>	
<p>ヘ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーティー(政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千円以上であるものをいう。以下この条及び第 18 条の2において同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合においては、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数</p>	
<p>ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日</p>	<p>ト 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が 20 万円以上のものについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日</p>
<p>チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、その年における対価の支払のあっせんについて、当該対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日</p>	<p>チ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。)のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が5万円以上のものについては、その年における対価の支払のあっせんについて、当該対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日</p>
<p>リ 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額</p>	<p>(この改正案はすでに民主党案で提案)</p>
<p>ヌ その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びハの収入以外の収入で一件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が 10 万円以上のものに限る。)については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日</p>	
<p>2. すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出(1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が 5万円以上のものに限る。)について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日</p>	
<p>3. 12 月 31 日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号及び第 17 条第1項において同じ。)について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項</p>	

(この号以下省略)	
(国会議員関係政治団体)	
第19条の7 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体(政党及び第5条第1項各号に掲げる団体を除く。)をいう。	
1. 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体	
2. 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18第1項第4号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体	2. 特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
2 この節の規定(これに係る罰則を含む。)の適用については、政党の支部で、公職選挙法第12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるものうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなす。	
(収支報告書の要旨の公表)	
第20条 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。 この場合において、第12条第1項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとする。	第20条 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を <u>遅滞なく</u> 公表しなければならない。
2 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、これを行う。	
3 都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。	
4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。	(すでに民主党案で提案)
(収支報告書等に係る情報の公開)	
第20条の3 第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第20条第1項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第9条第1項の決定を	第20条の3 第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という。)で第20条第1項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表されていないこ

行わない。	<u>とを理由に、同法第9条第1項の決定を遅延させることは許されない。</u>
2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第10条第1項中「開示請求があつた日から30日以内」とあるのは「政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により要旨が公表された日から同日後30日を経過する日までの間」と、同法第11条中「開示請求があつた日から60日以内」とあるのは「政治資金規正法第20条第1項の規定により要旨が公表された日から同日後60日を経過する日までの間」とする。	<u>削除。</u>
3 都道府県は、第1項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。	
第25条 次の各号の一に該当する者は、5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処する。	—
1. 第12条又は第17条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者	—
1の2. 第19条の14の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者	—
2. 第12条、第17条、第18条第4項又は第19条の5の規定に違反して第12条第1項若しくは第17条第1項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者	—
3. 第12条第1項若しくは第17条第1項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者	—
2 前項の場合(第17条の規定に係る違反の場合を除く。)において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、50万円以下の罰金に処する。	<u>2 前項の場合(第17条の規定に係る違反の場合を除く。)において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任又は監督について相当の注意を怠つたときは、50万円以下の罰金に処する。</u>
第28条 第23条から第26条の5まで及び前条第2項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。	
2 第23条、第24条、第25条第1項、第26条、第26条の2、第26条の4及び前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。	

<p>3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。</p>	
<p>4 公職選挙法第11条第2項の規定は、前3項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなったときについて準用する。この場合において、同条第3項中「第1項又は第252条」とあるのは、「政治資金規正法第28条」と読み替えるものとする。</p>	
	<p>5 <u>国会議員関係政治団体の代表者は、第25条1項又は第2項の罪で処せられなくても、その会計責任者又は事務担当者が同条1項の罪を犯し刑に処せられた場合には、3年間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しないものとする。</u></p>

以上。